

重要事項説明書補足資料
 (平成 25 年 7 月、改訂第 3 版 2 刷)

【法改正のお知らせ】

平成 25 年 8 月 22 日

(株)住宅新報社

制作本部 出版・企画グループ

【法改正】上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	訂正内容
P126 52 東日本大 震災復興特 別区域法 (35)の後に 53 大規模災 害からの復 興に関する 法律(36)を追 加	<p>53大規模災害からの復興に関する法律(36)</p> <p>*法 28 条 4 項 (届出対象区域内における建築等の届出) 大規模災害からの復興にあたって、復興整備事業の円滑な実施を確保するため、届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築等をしようとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、当該行為の種類、場所等に関する一定の事項を特定被災市町村長に届け出なければなりません。</p> <p>[適用除外行為]</p> <p>① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ③ 国又は地方公共団体が行う行為 ④ 復興整備事業の施行として行う行為</p> <p>*法 28 条 5 項 (届出対象区域内における建築等の届出の変更の届出) 法 28 条 4 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、一定の事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、その旨を特定被災市町村長に届け出なければなりません。</p> <p>解説</p> <p>この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置、復興基本方針の策定、復興のための特別措置等について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。</p> <p>「届出対象区域」とは、特定被災市町村が復興計画の区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部または一部の区域を届出対象区域として指定することができることとされている区域のことをいいます。この区域を指定するときは、特定被災市町村は、その旨およびその区域を公示しなければなりません。</p> <p>「特定被災市町村」とは、下記に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村をいいます。</p> <p>① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域</p>

	<p>②特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(前記①の地域を除く。)</p> <p>③前記①・②に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前記①・②に掲げる地域の住民の生活の再建を図るため整備を図ることが適切であると認められる地域</p> <p>④前記①・②・③に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域</p> <p>「復興基本方針」とは、政府が、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念(大規模災害からの復興に関する法律3条)にのっとり、定めなければならないとされている方針をいいます。</p> <p>「復興計画」とは、特定被災市町村が復興基本方針(都道府県復興方針が定められている場合にあつては復興基本方針及び都道府県復興方針)に即して単独又は特定被災都道府県(特定被災市町村を包括する都道府県)と共同して作成することができる復興に関する計画をいいます。</p> <p>なお、復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとします。</p> <p>①復興計画の区域</p> <p>②復興計画の目標</p> <p>③当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、復興計画の区域における土地利用に関する基本方針(土地の用途の概要その他一定の事項を記載したもの(土地利用方針)をいう。)その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項</p> <p>④前記②の目標を達成するために必要な復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の一定の事項</p>
--	--

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P126 52 東日本大震災復興特別区域法(35)法64条5項解説 上7~10行 目	「届出対象区域」とは、被災関連市町村長が、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部または一部の区域を届出対象区域として指定することができる」とされている区域のことをいいます。この区域を指定するときは、被災関連市町村長は、その旨およびその区域を公示しなければなりません。	「届出対象区域」とは、 被災関連市町村 が、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部または一部の区域を届出対象区域として指定することができる」とされている区域のことをいいます。この区域を指定するときは、 被災関連市町村 は、その旨およびその区域を公示しなければなりません。